



よくある質問



【令和6年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金）】

令和6年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金）（以下、「本奨学金」という）募集・推薦要項には記載されていない重要事項が含まれておりますので、募集・推薦事務を始める前に、必ずご一読ください。

遵守事項

本奨学金の応募校及び応募者には、以下の事項の遵守をお願いしております。ご了承いただけない場合、本奨学金へはご推薦いただけません。

【学校が守るべき事項】

■ 推薦時

・本奨学金についてご質問がある場合、本奨学金専用の「お問合せフォーム」よりお問合せください。また、本奨学金の応募・推薦手続きは全て学校を通じて行っていただきますので、学生からの直接の質問には応じておりません。学生から問い合わせを受けた場合には、お手数ですが、学校ご担当者より本協会へお問合せください。

■ 採用後

<奨学金の支給>

- ・本奨学金は、採用校の学校口座へ送金いたします。奨学生個人の口座への送金はいりません。採用された場合、本協会から奨学金を受領後、奨学生へお渡しくださいますようお願いいたします。
- ・銀行振込により奨学生へ奨学金を支給する場合には、海外送金する場合も含め、送金手数料は採用校にご負担いただきます。送金手数料をご負担いただけない場合には応募できません。
- ・奨学金は、手渡しにより奨学生へ支給することも可能です。ただし、募集・推薦要項の「11 本奨学金の支給決定取消」に定められた条件に該当しない限り、奨学生の居所を問わず支給対象となりますので、奨学金を直接手渡しで交付できない場合に備え、遠隔地からでも奨学生へ支給できる体制を整えた上でご推薦ください。

<返金>

・本協会からの送金後、奨学生に募集・推薦要項「11 本奨学金の支給決定取消」に該当する事由が生じたことにより奨学金の受給資格を失った場合、奨学金全額を本協会へご返金いただきます。返金は学校を通じて行っていただきます（奨学生個人からの直接の返金は受け付けません）。また、学校が奨学生へ奨学金を支給後に本協会から返金の指示を受けた場合、返金対象となる金額が奨学生から学校側へ返還されないことを理由として、本協会への返金を

【学校担当者用】（令和6年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金））

拒否することは認められません。

＜報告書類の提出＞

- ・奨学生への奨学金支給完了後、奨学生への奨学金の支給が完了したことを報告する書類をご提出いただきます。
 - ・令和6年度末、本協会所定の様式により奨学生から学習状況をご報告いただきます。学校事務ご担当者には、その取りまとめにご協力いただきます。
- ※詳細は、採用校にのみ、選考結果通知時にお知らせいたします。

【学生が守るべき事項】

■ 応募時

- ・本奨学金の願書は、Microsoft Office がインストールされている PC で作成していただけます。
Microsoft Office for Mac での願書の作成は認められません。また、Numbers 等の編集ソフトにより元のファイルを変換して作成することも禁じます。
- ・本協会が学生からの質問に直接回答することはできません。本奨学金に関して質問がある場合には、在籍校を通じて問い合わせるよう学生に指示してください。

■ 応募後～採用前

- ・本奨学金へ応募するためには、以下の条件をいずれも満たしている必要があります。
 - （ア）令和6年度中に本協会が実施する他の奨学金を受給予定でないこと。
 - （イ）令和6年度中に本協会が実施する他の奨学金への応募予定がないこと。
- ・他団体の実施する奨学金との併給に制限はありませんので、他団体の実施する奨学金との併給は可能です。ただし、他団体の奨学金と併願する場合、他団体側で併給制限を設けている可能性がありますので、併願する場合にはご注意ください。
- ・本奨学金は、採用後、他の奨学金を受給するための辞退を一切認めておりません。本奨学金への推薦後、応募を取り下げる場合には、本奨学金の選考結果通知を受け取る前までに学校へ知らせるよう学生に指示してください。

■ 採用後

＜併給制限＞

- ・本奨学金へ採用された場合、本協会が実施する奨学金のうち、令和6年度中に支給を開始する他の奨学金へ応募することはできません。
- ・本奨学金は、他団体の実施する奨学金との間に併給制限は設けておりません。ただし、他団体の実施する奨学金と併願する場合、他団体側で併給制限を設けている可能性があります。本奨学金へ採用後に、他団体の実施する奨学金の受給を目的として本奨学金を辞退することはできませんので、他団体の奨学金と併願する場合にはご注意ください。

＜本協会への報告義務＞

【学校担当者用】（令和6年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金））

・令和6年度末に、本協会指定の様式により、学習状況をご報告いただきます。

※詳細は、採用校にのみ、選考結果通知時にお知らせいたします。

目次

1. 募集・推薦要項	5
2. 願書・推薦書（様式1）	13
3. 奨学金振込口座情報・応募者一覧（様式2）	15
4. 応募・推薦書類のアップロード	16

1. 募集・推薦要項

【2 応募資格】

次の各号の全てに該当する者。

（1）令和6年1月1日時点で日本の以下のいずれかに正規生として在籍する者（休学中は対象外）。

①大学の学士課程、修士課程(博士前期課程、専門職学位課程(大学院)又は一貫制博士課程の1～2年次を含む)、博士課程(博士後期課程及び一貫制博士課程の3年次以上を含む)

②短期大学（専攻科を含む）

③高等専門学校第4学年以上（専攻科を含む）

Q-1. （休学中は対象外）とは、具体的にはどのようなことですか。休学中の学生は推薦できないという意味でしょうか。

A-1. 令和6年能登半島地震（以下、「地震」という。）が発生した令和6年1月1日時点において休学中であった者は応募資格を満たさないという意味です。令和6年1月1日時点で休学していなければ推薦可能です。令和6年1月1日時点以外の休学歴は一切問いません。過去に休学歴のある学生や現在休学中の学生、今後休学予定の学生も推薦できます。

Q-2. 令和6年1月1日時点で在籍していた学校を令和6年3月に卒業（修了）する学生は推薦できますか。

A-2. 推薦できません。ただし、令和6年3月卒業（修了）予定者のうち、令和6年4月に、令和6年1月1日時点で在籍していた学校と同じ学校の上位課程に進学する学生については、例外的に推薦可能です。（Q-3/A-3を参照）。

Q-3. 令和6年1月1日時点で本学の学士課程4年次に在籍していた学生が、進学のため、令和6年4月から本学の修士（博士前期）課程1年次に在籍予定となる場合、推薦することはできますか。

A-3. 推薦可能です。令和6年4月時点において、令和6年1月1日時点の在籍校と同じ学校の上位課程に在籍予定であれば推薦できます。例えば以下のような場合には推薦できます。

（例）・高等専門学校生：本科から専攻科へ所属が変わる場合

・短期大学生：本科から専攻科へ所属が変わる場合

・大学学部生：学部から大学院へ所属が変わる場合

・大学院生：修士（博士前期）課程から博士（博士後期）課程へ所属が変わる場合

※ただし、短期大学から同じ系列の4年制大学（学士課程）へ進学する場合等には推薦できません。付属校、系列校、提携校、姉妹校等は、それぞれ別の学校として扱います。

Q-4. 令和6年1月1日時点で在籍していた学士課程を令和6年3月に卒業し、令和6年4月から同じ学校の修士（博士前期）課程へ進学を予定している学生がいます。しかしながら、当該学生の進学の可否は、本奨学

【学校担当者用】（令和6年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金））

金の締め切り後に判明する予定です。進学が未確定な学生でも推薦することはできますか。

A-4. 推薦可能です。応募時点で、同一学校の上位課程への進学を希望しているものの、その可否が未定の学生を推薦する場合には、以下の注意事項に気を付けて「応募・推薦書（様式1）」を作成してください。

◆ 上位課程への進学が未確定の学生を推薦する場合の注意事項 ◆

＜願書＞

◇卒業・修了予定年月

「2024年3月」と入力すると赤字の注意書き（★令和6年4月の上記学校の上位課程への進学予定について選択してください。）が表示されます。この表示が出た場合、右隣の「ここをクリック▼」から、該当する選択肢を必ず選択してください。

＜推薦書＞

◇「応募者の在籍期間」で、「令和6年4月時点で本学上位課程に進学予定（未確定）」を選択してください。

◇「通信欄」に、進学可否が確定する時期の目安を明記してください。

※進学が未定の学生を推薦する場合、進学の可否が確定しましたら、速やかに本協会へお知らせください。

Q-5. 令和6年1月1日時点で在籍していた学校と令和6年4月時点で在籍する予定の学校が異なる学生を推薦できますか。

A-5. 推薦できません。令和6年1月1日時点で在籍していた学校と令和6年4月時点で在籍予定の学校は同一であることが必要です。ただし、令和6年3月卒業（修了）予定者のうち、令和6年4月に、令和6年1月1日時点で在籍していた学校と同じ学校の上位課程に進学する学生については、例外的に推薦可能です。（Q-3/A-3を参照）。

Q-6. 令和6年1月1日時点で大学院の研究生であった学生が、令和6年4月に同じ大学の大学院へ正規生として入学する場合、推薦できますか。

A-6. 令和6年1月1日時点で非正規生であった学生を推薦することはできません。

Q-7. 「令和6年1月1日時点で… [中略] …正規生として在籍する者」と書かれていますが、令和6年1月1日時点で正規生であれば、令和6年4月時点の身分が非正規生であっても推薦可能ということですか。

A-7. 推薦できません。本奨学金へ推薦するためには、令和6年1月1日時点でも令和6年4月時点でも正規生の身分を有している必要があります。

Q-8. 標準修業年限を超えて在籍している学生の推薦は可能ですか。

※「標準修業年限」…学位取得のために必要な最短の在籍期間

A-8. 推薦可能です。留年歴は一切問いません。留年中の学生やオーバードクターの学生でも推薦できます。

Q-9. 令和6年1月1日時点では高等学校に在籍しており、令和6年4月に本学の学士課程へ入学予定の学生

【学校担当者用】（令和6年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金））

を推薦することはできますか。

A-9. 推薦できません。令和6年1月1日時点で、①大学の学士課程、修士課程(博士前期課程、専門職学位課程(大学院)又は一貫制博士課程の1～2年次を含む)、博士課程(博士後期課程及び一貫制博士課程の3年次以上を含む)、②短期大学（専攻科を含む）、③高等専門学校第4学年以上（専攻科を含む）のいずれかに在籍していた学生でなければ応募できません。

Q-10. 年齢制限はありますか。

A-10. ありません。

Q-11. 留学生の場合、日本語のできる学生でなければ推薦できませんか。

A-11. 応募者の日本語能力は問いません。ただし、願書が日本語で作成できない場合、原文とは別に日本語訳をご提出ください。願書が日本語で記入できない学生の応募・推薦書類については、別紙「令和6年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金） 応募・推薦書類の提出方法」に定められた方法にしたがってご提出ください。

Q-12. 通信教育課程に在籍する学生は推薦できますか。

A-12. 通信教育課程の学生は推薦できません。

(2) 日本国籍を有する者、日本への永住を許可されている者又は私費外国人留学生(日本に在留中の在留資格は「留学」であること)。

Q-13. 外国人留学生を推薦する場合、日本に在留中の在留資格は「留学」であることが必要と書かれています。現在日本を離れており、応募・推薦書類提出時点では「留学」の在留資格を持っていない者を推薦することは可能ですか。

A-13. 日本に在留中の在留資格は「留学」であることが必要ですが、日本に在留していない外国人留学生については、「留学」の在留資格を持たない場合でも推薦可能です。

(3) 令和6年能登半島地震により以下のいずれかの被害・影響を受けた者。

① 学生本人やその生計維持者が地震発生時に居住する住宅が半壊（半焼、半流出、半埋没又は半消失を含む）以上又は床上浸水

Q-14. 「地震発生時に居住する住宅が半壊（半焼、半流出、半埋没又は半消失を含む）以上又は床上浸水」と書かれていますが、これらは全て罹災証明書の判定に基づいて申請するということでしょうか。

A-14. いいえ、違います。この条文の文言はあくまでも被災状況の目安です。学生本人やその生計維持者が地震発生時に居住していた住宅が、地震によって損壊し、経済的に困窮している状況であれば推薦可能です。必ずしも罹災証明書の判定に基づいて申請する必要はありません。罹災証明書を取得していない場合であっても推薦可能です。

Q-15. 現在罹災証明書の発行を申請中ですが、その場合、罹災証明書を入手してから申請した方がよいのでしょうか。

【学校担当者用】（令和 6 年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金））

A-15. いいえ、その必要はありません。本奨学金は罹災証明書の提出を不要としております。

Q-16. 罹災証明書の提出は不要とのことですが、既に取得している場合には提出する必要がありますか。

A-16. 既に取得している場合も提出不要です。

Q-17. 本奨学金への応募・推薦書類提出後、罹災証明書が発行されました。その場合、罹災証明書の内容次第では、本奨学金への採用が取り消されたり、本奨学金を返還する必要が生じたりするのでしょうか。

A-17. いいえ、罹災証明書の内容が本奨学金の採用決定に影響を及ぼすことはありません。また、罹災証明書の内容によって本奨学金の返還義務が生じることもありません。例えば、家屋損壊の程度について「半壊以上」と判定されると予想して願書にその旨記載したものの、罹災証明書ではそれより損壊の程度が軽いと判定された場合であっても、本奨学金の支給に影響を及ぼすことはありません。本奨学金への申請が真摯に行われたものであった場合、罹災証明書の内容を根拠として「11 本奨学金の支給決定取消」の（2）「応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合」に該当するものとは判断いたしませんのでご安心ください。

（3）令和 6 年能登半島地震により以下のいずれかの被害・影響を受けた者。

②上記住宅が所在する自治体からの避難情報（警戒レベル 4：避難指示以上）が 1 か月以上継続

Q-18. 自宅が被災したため避難所に滞在していましたが、自宅の所在する自治体からの避難情報の正確な発出期間が分かりません。

A-18. この条文の文言は、自宅からの避難が必要な状況にあったことを示す目安です。警戒レベル 4（避難指示）以上の避難情報が 1 か月以上継続して発出されていたかどうか不明の場合であっても推薦可能です。発出期間が分からない場合には、「願書・推薦書（様式 1）」の「(1)令和 6 年能登半島地震による被害・影響状況」の「②避難に係る状況」の「D.避難指示」において、「あり【発出期間の情報が不明】」を選択してください。

Q-19. 学生本人やその生計維持者の居住する自治体の避難情報の継続期間は、どこまで調査・確認した上で推薦すればよいのでしょうか。

A-19. 過去に発出された避難情報の継続期間を知ることが困難な場合、避難する必要があると学生本人やその生計維持者が自ら判断し、実際に避難したという事実を、願書の（2）でご説明いただければ結構です。本協会では、応募者の申請内容に基づき審査させていただきますので、学校側で避難情報の正確な発出期間を確認できないという事実をもって推薦不可とすることはいたしません。本奨学金への申請が真摯に行われたものであった場合には、たとえ本奨学金への推薦後、実際の避難指示の継続期間と願書の記載内容が一致しないことが判明したとしても、それを根拠として「11 本奨学金の支給決定取消」の（2）「応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合」に該当するものとは判断いたしませんのでご安心ください。

（3）令和 6 年能登半島地震により以下のいずれかの被害・影響を受けた者。

③その他、能登半島地震の影響により経済的に困窮し、修学継続のため経済的援助が必要

Q-20. 具体的にはどのような理由であれば推薦可能ですか。

【学校担当者用】（令和6年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金））

A-20. ①や②には当てはまらないものの、地震の影響により経済的に困窮し、修学継続のため経済的援助を必要とする学生であれば推薦可能です。①や②以外の理由が願書（2）に記載されていれば、推薦可能であると考えてください。

（4）令和6年4月1日時点で在籍予定の学校の長の推薦を受けることができる者。

Q-21. 令和6年1月1日時点で在籍していた学校を令和6年3月に卒業（修了）する学生は推薦できないということでしょうか。

A-21. その通りです。令和6年1月1日時点の在籍校に令和6年4月以降も在籍予定の学生のみ本奨学金の対象となります。ただし、令和6年4月に、令和6年1月1日時点で在籍していた学校と同じ学校の上位課程へ進学する学生については推薦可能です（Q-3/A-3を参照）。

Q-22. 令和6年4月以降、休学予定の学生を推薦することはできますか。

A-22. 令和6年1月1日時点で休学していなければ推薦可能です（Q-1/A-1を参照）。

Q-23. 令和6年1月1日時点で正規生として在籍していれば、令和6年4月時点の身分が非正規生であっても推薦可能ということですか。

A-23. 推薦できません。本奨学金へ推薦できるのは、**令和6年1月1日時点でも令和6年4月時点でも正規生の身分を有している者に限られます。**

Q-24. 令和6年4月1日時点で在籍予定の学校の長の推薦さえ受けられれば、令和6年4月中に退学等で学籍を離れる予定の学生であっても推薦可能ですか。

A-24. 推薦できません。本奨学金に採用された場合、令和6年4月中を目的に、奨学生の在籍校の口座へ奨学金が振り込まれます。本奨学金は在籍校を通じて奨学生へ支給していただきますので、**少なくとも令和6年4月末までは在籍予定の学生を推薦してください。**

【その他の質問】

Q-25. 本奨学金は返還義務がありますか。

A-25. 「12 その他（注意事項等）」に記載されている通り、原則として返還の必要はありません。返還が必要なのは、「11 本奨学金の支給決定取り消し」に該当する場合に限られます。

Q-26. 本奨学金へ推薦した学生は、全員採用されるのでしょうか。

A-26. 本奨学金の奨学生は、本協会の審査により決定されます（募集・推薦要項「8 選考方法及び結果の通知」を参照）。

Q-27. 他団体の実施する奨学金との併給制限はありますか。

A-27. ありません。本奨学金と他団体の実施する奨学金との併願・併給は自由です。ただし、他団体の奨学金側で併

【学校担当者用】（令和6年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金））

給制限を設けている可能性がありますので、**他団体の奨学金と併願する場合には、本奨学金への推薦前に、他団体の奨学金の併給制限を必ず確認してください（本奨学金は、採用後の辞退を一切認めておりませんので、本奨学金と併給できない他団体の奨学金に採用されたことを理由として本奨学金を辞退することはできません）**。

Q-28. 他団体の実施する奨学金へ応募している学生も推薦できますか。

A-28. 推薦可能です。ただし、本奨学金は、採用決定後の辞退を一切認めておりませんので、応募を取り下げられるのは本奨学金採用決定（本奨学金選考結果通知を在籍校が受領した時点）前までです。本奨学金への採用決定後には辞退しないことが誓約可能であれば、他団体の奨学金と併願することは可能です。**本奨学金は併給制限を設けておりませんが、他団体の奨学金側で併給制限を設けている場合がありますので、他団体の奨学金と併願する場合には、各奨学金が設けている併給制限や採用決定時期等にご留意ください。**

Q-29. 本奨学金は一時金とのことですが、同じ学生を何度も推薦することはできますか。

A-29. 学生一人につき1回のみ推薦可能です。

Q-30. 貴協会のホームページを見て本奨学金を知りましたが、本学の学生に応募資格はあるのでしょうか。

A-30. 本奨学金は公募制を採っております。学校の指定はありませんので、募集・推薦要項の応募資格さえ満たせば、どの学校の学生でも推薦できます。

Q-31. 学生の居住地・滞在先に指定はありますか。

A-31. ありません。「2 応募資格」を満たす限り、どの地域に居住・滞在する学生でも推薦可能です。例えば次のような学生でも推薦可能です。

- ・地震発生当時、日本国外にいた学生
- ・応募時点で日本国内にいない学生
- ・令和6年4月時点で日本にいない予定の学生

【6 応募・推薦書類及び提出方法】

願書・推薦書（様式1）「日本語で書かれたものに限る」

Q-32. 「願書・推薦書（様式1）」は「日本語で書かれたものに限る」と書かれていますが、日本語で願書が作成できない留学生の場合でも推薦できますか。

A-32. 日本語訳を記した「願書・推薦書（様式1）」も一緒にご提出いただければ推薦可能です。この場合、**学生本人が作成した願書（原文）が含まれる「願書・推薦書（様式1）」と、学校担当者が作成した願書の日本語訳が含まれる「願書・推薦書（様式1）」を作成し、その両方を提出してください**（各ファイルの名前の付け方は、別紙「令和6年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金）応募・推薦書類の提出方法について」に従ってください）

ださい）。

<日本語訳を作成する場合の注意事項>

- ・「学校名」、「学部・研究科」名等を含め、全ての項目について日本語訳を作成してください。
- ・日本語訳は、学校ご担当者が作成してください。
- ・翻訳証明書（訳文が、原文書の忠実な翻訳であることを証明するもの）等の提出は不要です。

【9 支給時期及び支給方法】

令和6年4月中を目途に、別に定める方法により、在籍校を通じて支給する。

Q-33. 「別に定める方法」とは、どのような方法ですか。

A-33. 奨学金は奨学生の在籍校の口座へ送金します（奨学生の個人口座へは送金いたしません）。各学校は、本協会から奨学金を受け取った後に奨学生へ支給してください。詳細については採用校にのみ、選考結果通知時に文書にてお知らせします。

Q-34. 学生への支給は銀行振込にしなければならないのでしょうか。手渡しで支給してもよいですか。

A-34. 指定はありません。学校ご担当者様にてお決めください。ただし、募集・推薦要項の「11 本奨学金の支給決定取消」に定められた事由に該当しない限り、奨学生の居所を問わず支給対象となります。離日中（今後離日予定）の留学生をご推薦いただく場合には、遠隔地からでも奨学生へ奨学金を支給できる体制を整えた上でご推薦ください。

Q-35. 学生への支給日に指定はありますか。

A-35. 指定はありません。学校ご担当者様にてお決めください。

【12 その他(注意事項等)】

(2) 本奨学金採用決定（本奨学金選考結果通知を在籍校が受領した時点）前に他の奨学金の受給が決定した場合、在籍校を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。

Q-36. 本奨学金には併給制限がないと Q-27/A-27 に記載されています。ここで書かれている「本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。」という文言と矛盾しているように見受けられますが、この条文はどのような意味でしょうか。

A-36. 本協会としては併給制限を設けておりませんが、他団体の奨学金側で、併給制限を設けている場合があります。併給制限の設けられた他団体の奨学金と併願する場合には、他団体側の規則によって本奨学金との併給ができなくなる可能性がありますので、ご留意いただきたいという意味です。

Q-37. 本奨学金と同時期に応募した他団体の実施する奨学金（以下「甲奨学金」という）に採用されました。甲奨学金は、本奨学金との併給ができないものであるため、本奨学金への応募を取り下げたいと思います。いつまでなら応募を取り下げることができますか。

A-37. 本奨学金への応募を取り下げることができるのは、本奨学金の選考結果通知が学校へ届く前に限られ、本奨学

【学校担当者用】（令和 6 年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金））

金への採用決定後の辞退は、理由の如何を問わず一切認められません。他団体の奨学金を受給するため本奨学金への応募を取り下げる場合には、本奨学金の選考結果通知が学校へ到着する前までに本協会へお知らせください。本奨学金の選考結果通知が学校へ届く前であれば、応募の取り下げは可能です。

Q-38. 本奨学金との併給が認められない他団体の実施する奨学金（以下「甲奨学金」という）にも応募しています。甲奨学金は、本奨学金よりも支給額が大きいので、甲奨学金へ採用された場合には、本奨学金の受給を取りやめたいと思います。甲奨学金の採否が判明するのは本奨学金と同時か、それより後になる見込みのため、甲奨学金の結果が分からない状況の中で本奨学金の選考結果通知を受領せざるを得ません。甲奨学金に不採用となった場合に限って本奨学金を受給したいので、甲奨学金の採否が判明するまで、本奨学金への応募の取り下げ（受給辞退）を認めてもらいたいのですが、可能ですか。

A-38. 本奨学金への採用決定後の辞退は一切認められません。

【12 その他(注意事項等)】

(3) 令和 6 年度において、本協会が実施する他の奨学金に応募することはできない。

Q-39. 貴協会の実施する奨学金を現在受給中の学生を、本奨学金へ推薦することは可能ですか。

A-39. 本協会の実施する奨学金の支給期間が令和 5 年度末で終了する学生に限り、本奨学金へ推薦可能です。令和 6 年度も継続して受給する予定の学生については推薦できません。

Q-40. 過去に貴協会の実施する奨学金を受給していた学生を、本奨学金へ推薦することは可能ですか。

A-40. 令和 6 年度中に本協会が実施する奨学金を受給する予定がなく、かつ、令和 6 年度中に支給開始となる本協会実施の他の奨学金へ応募する予定もない場合に限り、本奨学金へ推薦可能です。

Q-41. 本学では貴協会の実施する他の奨学金（令和 6 年度から支給開始となる奨学金）へ学生 A を推薦しており、現在選考結果通知の到着を待っているところです。また選考結果が判明していない状況ですが、当該学生を本奨学金へも推薦することは可能ですか。

A-41. 推薦できません。本協会の実施する他の奨学金（令和 6 年度中に支給開始となる奨学金）へ既に応募しており、選考結果通知の到着を待っている段階の学生を本奨学金へ推薦することは認められません。ただし、本協会の実施する他の奨学金（令和 6 年度中に支給開始となる奨学金）へ応募し、不採用が確定した学生については、本奨学金への推薦は可能です。

Q-42. 本奨学金へ推薦後、不採用となった場合でも、貴協会の実施する他の奨学金への応募は制限されるのでしょうか。

A-42. 不採用を知らせる選考結果通知を受領した時点以降は、本協会の実施する他の奨学金への応募は自由です。

2. 願書・推薦書（様式 1）

〈全体に係る質問〉

【ファイル形式】

Q-43. Microsoft Office がインストールされている PC を持っておらず、Microsoft Excel での願書作成ができません。Microsoft Office for Mac で作成してもよいですか。

A-43. Microsoft Excel 以外の形式での願書作成は認めておりません。必ず Microsoft Excel で作成してください（Numbers 等の編集ソフトにより変換し作成しないこと）。

【文書番号】

Q-44. 「文書番号」とは何ですか。

A-44. 「文書番号」とは、組織内で文書を管理・識別するために文書に付与する番号や記号です。組織によってその呼称や形式は様々であり、文書番号を付す習慣のない組織も存在します。貴学において文書番号を特に定めていない場合には記入する必要はありません。ただし、**文書番号がない場合には、文書番号欄が記載されていないファイル（Excel 形式）に加えて、公印押印後にカラースキャンしたファイル（PDF）も提出する必要があります。**文書番号がない場合の「願書・推薦書（様式 1）」の提出方法については、別紙「**令和 6 年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金）応募・推薦書類の提出方法について**」に記載されていますので、ご確認ください。

【公印省略】

Q-45. 文書番号がない場合にはどうすればよいですか。

A-45. Q-44/A-44 をご参照ください。

【使用言語】

Q-46. 願書を日本語で作成できない場合、どうすればよいですか。

A-46. 別紙「**令和 6 年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金） 応募・推薦書類の提出方法について**」

て」記載の方法に従って提出してください。

＜願書＞

（1）令和6年能登半島地震による被害・影響状況

〈① 住居に係る状況〉 A.住宅被害

Q-47. 罹災証明書を持っていない場合には無記入にすべきですか。

A-47. 罹災証明書の取得状況、申請の有無にかかわらず、必ずプルダウンから選択してください。罹災証明書を取得していない場合、「半壊未満」・「半壊以上」・「全壊」の選択肢は、応募者本人の判断で選択してください。罹災証明書を取得済みである場合には、罹災証明書に基づき選択してください。なお、本奨学金への応募後に罹災証明書を取得した場合であっても、罹災証明書を本協会へご提出いただく必要はございません。例えば、家屋損壊の程度について「半壊以上」と判定されると予想して願書にその旨記載したものの、罹災証明書ではそれより損壊の程度が軽いと判定された場合であっても、本奨学金の支給に影響を及ぼすことはありません。本奨学金への申請が真摯に行われたものであった場合、罹災証明書の内容を根拠として「11 本奨学金の支給決定取消」の（2）「応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合」に該当するものとは判断いたしませんのでご安心ください。

〈① 住居に係る状況〉 B.罹災証明書発行状況

Q-48. 罹災証明書を持っていない場合には無記入にすべきですか。

A-48. 罹災証明書の取得状況、申請の有無にかかわらず、必ずプルダウンから選択してください。

〈学生本人の住所（令和6年1月1日時点）〉・〈生計維持者の住所（令和6年1月1日時点）〉

Q-49. 住所について、住民票のある自治体と実際に生活の本拠地としている自治体異なる場合、いずれを記入すればよいですか。

A-49. 実際に生活の本拠地としている自治体を記入してください。

Q-50. 住所は番地まで記入する必要がありますか。

A-50. 都道府県名と市町村名のみ記入いただければ結構です。

Q-51. 生計維持者が日本国外に住んでいる場合、どのように記入すればよいですか。

A-51. 「都道府県」欄で「その他」を選択し、「市区町村」欄に「国名」を記入してください。

〈② 避難に係る状況〉

Q-52. 避難した期間が短い場合や、避難情報が出ていない場合の自主避難の場合でも記入すべきですか。

A-52. 避難期間の長短、避難情報発出の有無にかかわらず、必ず記入してください。

＜推薦書＞

Q-53. 推薦書は誰が書けばよいですか。

A-53. 学校の事務ご担当者等にて作成ください。

【応募者の在籍期間】

Q-54. プルダウンリストの意味を教えてください。

A-54. 令和6年1月1日時点で最終学年に在籍しており、令和6年3月に卒業（修了）する学生については、原則として本奨学金へ応募できませんが、令和6年4月に、令和6年1月1日時点の在籍校と同じ学校の上位課程へ進学する場合に限り、本奨学金に推薦可能です。本奨学金への応募資格を確認するため、当欄にて、令和6年4月の進学予定についてお知らせください。なお、**当欄については、応募者の令和6年1月1日時点での学年、卒業（修了）時期にかかわらず、必ず選択してください。**

Q-55. 令和6年4月に、令和6年1月1日時点の在籍校の上位課程への進学を希望している学生を推薦したいのですが、入学試験のスケジュールの都合上、応募時点では進学の可否が分かりません。

A-55. 応募時点で進学が未確定の場合には、プルダウンリストから「令和6年4月時点で本学上位課程に進学予定（未確定）」を選択してください。それと同時に、下の「通信欄」に、進学の可否が確定する時期を記入してください。

【願書の記載事項】

Q-56. 「上記内容に相違ございません。」というプルダウンが出てきますが、願書に記載された被災状況をどのようにして確認したらよいのでしょうか。

A-56. 具体的な確認方法については各学校のご判断にお任せしております。必要な場合には応募者本人と面談等を実施して聞き取り調査を行っていただいても構いません。※本協会としては、罹災証明書の確認や被害状況の現地調査等を求めることはいたしません。

3. 奨学金振込口座情報・応募者一覧（様式2）

Q-57. 応募者個人の口座情報を入力してもよいですか。

A-57. 学生の個人口座へは送金できません。必ず学校の口座情報を入力してください。

Q-58. キャンパス毎に別口座に送金してもらえますか。

【学校担当者用】（令和6年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金））

A-58. 「奨学金振込口座情報・応募者一覧（様式 2）」を分けて提出していただければ可能です。キャンパス毎、事務担当部署毎に複数の口座への送金を希望する場合には、「奨学金振込口座情報・応募者一覧（様式 2）」も口座単位で分けて提出してください。同じ「奨学金振込口座情報・応募者一覧（様式 2）」に記入いただいた学生の奨学金は、まとめて同じ口座へ送金させていただきます。

Q-59. 本学では複数の部署に分かれて事務を行っているため、部署毎に別口座に送金してもらいたいのですが、可能ですか。

A-59. 可能です（Q-58/A-58 を参照）。

Q-60. 「（3）応募者一覧」の項番（1～50）は推薦順位ですか。

A-60. 項番（1～50）は、事務処理上必要な整理番号です。推薦順位ではありません。本奨学金については、推薦順位を付さずに学生をご推薦いただきます。推薦順位を記入する欄は設けておりませんのでご了承ください。

Q-61. 日本人学生を推薦する場合でも、「氏名（英語アルファベット（半角・大文字）」欄を記入する必要がありますか。

A-61. 必ず記入してください。願書の氏名欄と同じ表記で記入してください。

Q-62. 既に貴協会より他の奨学金を受けており、その口座に変更のない場合も、改めて提出する必要がありますか。

A-62. 口座情報に変更のない場合でも必ず提出してください。

Q-63. 「応募者一覧」には 50 人分の記入欄しかありません。50 人を超える人数を推薦する場合にはどうすればよいですか。

A-63. ひとつのファイルに書ききれない場合には、ファイルを分けて（複数のファイルで）提出してください。既製の様式にワークシートを新しく追加したり、ワークシートの名称を変更したりすることは認めておりませんのでご注意ください。

【複数のファイルに分けて提出する場合の注意事項】

・ファイル名の末尾に数字を入れてください（以下の例を参照）。

（例）1 ファイルでは足りずに 3 ファイルで提出する場合：

F123456123456_日本国際教育大学_一時金_一覧_1

F123456123456_日本国際教育大学_一時金_一覧_2

F123456123456_日本国際教育大学_一時金_一覧_3

・奨学金振込口座情報、学校担当者情報等、全ての項目を省略せずに記入してください。

4. 応募・推薦書類のアップロード

Q-64. 応募・推薦書類をオンラインストレージ BOX へアップロードしましたが、アップロード完了の通知が届きません。アップロードに失敗したということでしょうか。

A-64. 応募・推薦書類のアップロードに関しては、アップロード完了の通知は送信しておりません。その代わりに、「提出確

【学校担当者用】（令和6年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金））

認フォーム]については、各学校からの回答受信後、受領を知らせるメール（件名：【自動応答】提出確認フォーム受領のご連絡 R6_JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金））をお送りしておりますので、その通知が届いていれば応募・推薦手続きは完了していると考えていただいて構いません。

【重要事項】万が一応募・推薦書類のアップロードが正しく行われず、本協会が書類を受領できなかった場合には、「提出確認フォーム」にご入力いただいた「学校担当者連絡先」に、本協会より個別にご連絡を差し上げます。この場合、期限までに応募・推薦手続きは完了したものと扱います。審査対象外とはいたしませんのでご安心ください。したがって、「提出確認フォーム」の回答後は、回答受領を知らせるメールが届いていることを必ず確認してください。

Q-65. 応募・推薦書類のアップロード後、不備が発覚しました。

A-65. 万が一、アップロード後に不備が発覚した場合は、下記お問い合わせフォームリンクより、以下の要領でご連絡ください。本協会にて修正（又は必要に応じてご連絡）いたします。

※原則として、アップロード後に提出書類を訂正することはできません。また、再アップロードは認めておりませんので、アップロード前に提出書類の内容を十分ご確認ください。

【アップロード後に提出済の応募・推薦書類を修正したい場合】

下記お問い合わせフォームリンクよりご連絡ください。

- (1) お問い合わせフォーム 1~4 の「学校情報」を入力してください。
- (2) 「5.お問い合わせ種別」は、「6.提出済の応募・推薦書類を訂正したい」を選択してください。
「6.お問い合わせ内容」に、

① 応募者名 ②書類名 ③項目名 ④修正内容 の順に入力してください。

(記入例) KYOKAI TARO さんの「願書・推薦書（様式1）」に記載された「在籍課程」を修正したい場合

- ① KYOKAI TARO ②願書・推薦書 ③在籍課程 ④学士課程【6年制】→学士課程【4年制】に訂正

【本奨学金の募集・推薦に関するお問い合わせ】

他に不明な点がある場合には、以下のお問い合わせフォームからお問い合わせください。

- お問い合わせフォームリンク：
- <https://forms.office.com/r/HrXWi8UmcY>

※学生からの直接の問い合わせには応じられません。学校ご担当者様からお問い合わせ願います。

※ご回答に3営業日程度かかる可能性がありますので余裕をもってお問い合わせください。

※適切なご回答をするため、電話やメールによるお問い合わせは受け付けておりません。

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12階
公益財団法人 日本国際教育支援協会
学生支援部 国際教育課

【学校担当者用】（令和6年度 JEES 能登半島地震特別支援奨学金（一時金））